

伊賀市告示第6号

プレミアム付商品券発行事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年1月9日

伊賀市長 岡 本 栄

プレミアム付商品券発行事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を緩和するとともに、地域における消費拡大や経済活性化を目的として交付するプレミアム付商品券発行事業費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、商工団体等が組織するプレミアム付商品券発行事業（以下「事業」という。）を行う実行委員会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する次に掲げる経費のうち令和6年10月31日までに支出したものとする。

- (1) 消耗品費
- (2) 印刷製本費
- (3) 通信運搬費
- (4) 広告料
- (5) 手数料
- (6) 人件費
- (7) 賃借料
- (8) プレミアム付商品券のプレミアム部分に要する経費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額から事業に係る収入の額を減じた額とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和6年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月9日から施行する。

伊賀市告示第 1 号

伊賀市献血推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 月 12 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市献血推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民の医療に必要な血液の安定確保を目的として、相互扶助の精神に則り献血思想の普及と献血の実施を図るため交付する伊賀市献血推進事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号。以下「規則」という。）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、伊賀市献血推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、協議会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 献血の普及及び啓発に関する事業
- (2) 献血の実施に関する事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 備品購入費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の額の合計額（100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、60,000 円（予算に定める額が 60,000 円に満たないときは、当該予算に定める額）を上限とする。

（補助金の終期）

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第2号

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年1月12日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱（令和5年伊賀市告示第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第26条」を「から第27条まで」に改める。

第4条の見出しを「（補助金の交付の申請書の様式等）」に改め、同条中「平成16年伊賀市規則第76号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「、市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（補助金の交付の決定及び交付額の確定等）

第5条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第12条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第7条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（補助金の終期）

第6条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第3号

伊賀市地域とともに学校マニフェスト推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年1月12日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域とともに学校マニフェスト推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域とともに学校マニフェスト推進事業補助金交付要綱（平成29年伊賀市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「教育基本法（平成18年法律第120号）第13条の規定」を「伊賀市地域とともに学校マニフェスト推進事業実施要綱（平成29年伊賀市教育委員会告示第7号。以下「実施要綱」という。）」に、「及び伊賀市地域とともに学校マニフェスト推進事業実施要綱（平成29年伊賀市教育委員会告示第7号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか」を「第25条から第27条までの規定に基づき」に改める。

第2条中「補助対象者」を「交付の対象となる者」に、「より」を「よる」に改める。

第3条中「補助対象経費」を「交付の対象となる経費」に改め、「要する経費」の次に「（社会通念上、公費負担とするに適さないものを除く。）」を加え、同条第2号中「旅費」の次に「（宿泊費及び慰労を伴う旅費を除く。）」を加え、同条第6号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 慶弔費、親睦会費その他の交際費
- (2) 備品購入費

第4条中「予算に定める額の範囲内」を「前条第1項に規定する補助金の交付の対象となる経費の額のうち市長が認める額」に改める。

第5条の見出し中「申請」を「申請書の様式」に改め、同条中「補助金の交付を受けようとする地域本部は」を「補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規

定にかかわらず」に、「必要な書類を添えて市長に提出しなければならない」を「より行うものとする」に改める。

第6条の見出し中「交付の決定」を「交付決定の通知書の様式」に改め、同条第1項中「市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し」を「補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず」に、「地域本部に通知する」を「行う」に改め、同条第2項を削る。

第7条から第9条までを次のように改める。

(実績報告)

第7条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となった事業が完了した日から起算して20日以内に、伊賀市地域とともに学校マニフェスト推進事業補助金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添えて行うものとする。

(補助金の概算払申請書の様式)

第8条 補助金に係る規則第16条第1項ただし書に規定する概算払は、同条第2項の規定にかかわらず、伊賀市地域とともに学校マニフェスト推進事業補助金概算払申請書(様式第4号)により行うものとする。

(補助金の終期)

第9条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第10条から第13条までを削り、第14条を第10条とする。

様式第1号中「伊賀市地域とともに学校マニフェスト推進事業補助金等交付要綱第5条」を「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項」に改める。

様式第3号及び様式第4号を削る。

様式第5号中「第8条」を「第7条」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第6号を削る。

様式第7号中「第10条」を「第8条」に改め、同様式を様式第4号とする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第4号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成16年伊賀市条例第159号）第11条第2項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第12条第1項の規定により告示する。

令和6年1月16日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

令和5年12月25日

2 撤去場所及び台数

旧上野市庁舎 6台

3 撤去の理由

当該自転車等の放置により、公共の場所の良好な環境が著しく阻害されていると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から2か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 中心市街地推進課 TEL：0595-22-9825

伊賀市告示第7号

道の駅あやま及び周辺公共施設敷地におけるエリアマネジメント事業に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年1月22日

伊賀市長 岡 本 栄

道の駅あやま及び周辺公共施設敷地におけるエリアマネジメント事業に係る公募型
プロポーザル審査委員会設置要綱の一部を改正する告示

道の駅あやま及び周辺公共施設敷地におけるエリアマネジメント事業に係る公募型プロ
ポーザル審査委員会設置要綱(令和5年伊賀市告示第202号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「伊賀市参与」を「伊賀市副市長」に改める。

附 則

この告示は、令和6年1月22日から施行する。

伊賀市告示第5号

伊賀市営住宅の用途廃止に伴う移転補償に関する要綱を次のように定める。

令和6年1月25日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市営住宅の用途廃止に伴う移転補償に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化した市営住宅の用途廃止に伴う入居者の円滑な移転を図るため、その移転に係る補償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。
- (2) 旧住宅 用途廃止の対象となる市営住宅をいう。
- (3) 新住宅 旧住宅の入居者が移転する先の住宅をいう。

(補償対象者)

第3条 旧住宅からの移転に係る補償（以下「補償金」という。）の対象となる者（以下「補償対象者」という。）は、条例第6条に規定する承認を受けて旧住宅に入居している者とする。ただし、条例第30条第1項の規定による旧住宅の明渡しの請求を現に受けている者（同条第4項の規定により明渡しの期限を延長されている者を除く。）は、補償対象者としなない。

(承諾書の提出)

第4条 補償対象者は、移転承諾書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補償金の額)

第5条 補償金の額は、旧住宅から新住宅への移転に要する費用の額とする。ただし、179,000円を上限とする。

(補償の手続)

第6条 補償対象者は、旧住宅の明渡しに関し、移転補償契約書（様式第2号）により市

長と契約を締結しなければならない。

- 2 補償対象者は、旧住宅からの移転が完了したときは、移転完了届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、移転完了届を受理したときは、当該移転完了届に係る移転の完了を速やかに確認するものとする。
- 4 補償対象者は、前項の規定による市長の確認が行われた後、移転補償金交付請求書（様式第4号）により市長に対し補償金の支払を請求するものとする。

（補償金の支払）

第7条 市長は、前条第4項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に当該補償対象者に補償金を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補償対象者に特別の事情があり、かつ、補償対象者が移転の履行を確実に行うことができると認めるときは、前条第1項の規定により契約を締結した日以後に補償金の全部又は一部を前払することができる。

（補償金の返還）

第8条 補償対象者は、虚偽その他不正の行為により補償金の支払を受けたことが判明したとき、又は補償金の前払を受けたにもかかわらず履行期限までに移転を完了しなかったときは、当該支払又は前払を受けた補償金の全部又は一部を返還しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月25日から施行する。